

犯罪被害者支援制度の確立等を求める意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、犯罪の内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。

平成11年9月8日の白昼、池袋で起きた通り魔事件では、2名が殺害され、6名が重軽傷を負うという痛ましい事態となった。被害者のうち3名は練馬区民、3名は練馬区内の学校へ通う生徒であった。この事件は、世界一安全な国といわれてきた日本の安全神話が一瞬にして崩れ去った事件として、区民・都民・国民に大きな衝撃を与えた。

犯罪被害者とその家族は、これまで、長い間、社会的に放置され、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、福祉の対象からもはずされ、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

こうした事件を契機として、社会的関心の高まりと犯罪被害者自身の懸命な努力により、犯罪被害者二法が制定され、犯罪被害者等給付支給法が改正されるなど、ようやく犯罪被害者支援に一定の前進がみられた。しかし、これらはいくまで部分的な改善にとどまるものであって、国には、さらに、犯罪被害者が、大きな打撃から立ち直り、憲法によって保障された幸福な生活を追求することができるようにする責務がある。

よって、本区議会は、国に対し、犯罪被害者支援制度の拡充のため、犯罪被害者の権利を認め、下記に掲げる制度を確立するよう、強く要望する。

記

1. 犯罪被害者や遺族への補償制度を充実すること。
2. 犯罪被害者に対する医療費の助成制度等を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月18日

練馬区議会議長 小林 みつぐ

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならない。このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

さらに、現行の破産法では悪意で加えた不法行為に基づく債務のみが免責されないこととなっており、このことが犯罪被害者の被害回復に大きな妨げとなっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
- 3 故意または重大な過失により加えた人の生命または身体を害する不法行為に基づく債務についても破産によって免責されないよう法整備を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月23日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書（案）

自由民主党

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。平成十二年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになりましたが、依然として刑事手続きからは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められていません。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、更に多大な負担を強いています。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければなりません。

国民の誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性がある以上、こうした不公正な取り扱いを是正し、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、左記の事項を早急に実現するよう強く要請します。

記

- 一 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
 - 二 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
 - 三 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
 - 四 犯罪被害者のための基本法を制定すること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年十月 日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣
法務大臣・国家公安委員会委員長・警察庁長官

あて



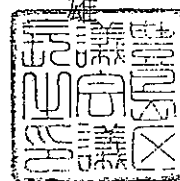
一六豊議発第二八八号

平成十七年三月二十五日

豊島区議会議長

戸塚由

雄



請願者 岡村 勲 様

請願の審議結果について

平成十七年二月十四日に提出されました左記の請願は、平成十七年三月二十四日開議の本区議会において、別紙総務委員会審査報告書どおり採択となりましたので通知します。

記

一、17請願第二号 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書の提出に関する請願

総務委員会請願審査報告書

一、17請願第二号 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書の提出に関する請願

(平成十七年二月十七日付託)

請願者 千代田区丸の内二丁目二番二号 丸の内三井ビル十階一〇〇五号

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 勲



本委員会は、右請願審査の結果、採択の上関係機関に意見書を提出すべきものと決定したので報告します。

平成十七年三月一日

総務委員長 本橋 弘 隆

豊島区議会議長 戸塚 由雄 様

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っています。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられました。

平成十二年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになりましたが、依然として刑事手続から排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていません。

また、犯罪被害者が犯罪加害者に対し損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起さなければならず、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担が強いられます。

こうした現状を是正するため、犯罪被害者等基本法が第一六一回国会において成立しましたが、これは理念法であり、具体的施策は今後の問題として残されています。

よって、豊島区議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、左記事項について強く要望いたします。

記

- 一、犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 一、犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 一、犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度（附帯私訴）を確立すること。

右 地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

豊島区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法律務大臣
国家公安委員会委員長
あて

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国の犯罪件数は近年200万件を超えて推移しており、その内容も凶悪化、低年齢化している。こうした中、犯罪被害者とその家族は大きな犠牲を被りながら、十分な支援を受けることなく社会的に放置されて孤立し、極めて深刻な状態に置かれてきた。

犯罪被害者への支援は、平成12年に犯罪被害者保護関連法が制定されるなど一定の前進が見られたが、刑事訴訟手続からは排除されるなど極めて不十分な改善にとどまっている。

近年、身近なところで犯罪が多発し、国民の多くが犯罪被害に対する不安を抱くような状況にあって、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めることなどを正当な権利と位置付け、総合的に犯罪被害者を支援する制度の確立が急務となっている。

よって国会及び政府は、犯罪被害者の権利の明確な位置付けと支援体制の確立のため、次の事項について早期に実現されるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者が刑事訴訟手続に参加できる制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
- 3 故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく債務についても、破産によって免責されないよう法を整備すること。
- 4 犯罪被害者の精神的被害を軽減するためカウンセリング体制を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 7 月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長

） 殿

神奈川県議会議長 新堀 典彦

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続から排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起さなければならず、犯罪による直接的な被害の上にさらに多大な負担が強いられている。

以上のことは、法制度上被疑者、被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければならない。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため次の事項を早急に実現するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）の創設を検討すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度等を確立すること。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
検事総長
警察庁長官

あて

横浜市議会議長

相川光正

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国の刑法犯認知件数は増加傾向にあり、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、国民の日常生活における安全、安心が脅かされている。このような中、犯罪被害者とその家族は、事件の当事者でありながら刑事手続きから除外されるなど、長い間社会的に放置されて孤立し、正当で十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

平成12年5月に犯罪被害者保護関連二法が制定され、被害者の権利行使について一定の前進は見られるものの、依然として刑事手続きからは排除され、犯罪加害者に対する損害賠償請求についても別途民事裁判を提起しなければならず、被害者とその家族に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分と言わざるを得ない。

これらは司法制度上被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければならない。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図るため、次の事項について早急に実現されるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月6日

山梨県議会議長

皆川 巖

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
法務大臣	国家公安委員長
警察庁長官	

提出者 山梨県議会議員

奥秋恵次	土屋直	山下実
太田道夫	相馬紀夫	渡辺亘人
深沢登志夫	内田健	竹越久高
金丸直道	臼井成夫	宮原稔育
石原秀文	仁ノ平尚子	

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書 (第)

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きから排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担が強いられている。

こうした現状を是正するべく、「犯罪被害者基本法」が第161回国会において成立したが、これは理念法であり、具体的施策は今後の問題として残されている。

よって、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため下記の項目を早急に実現する事を強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

山 梨 市 議 会

(提出先)

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	総務大臣	法務大臣
財務大臣	厚生労働大臣	国家公安委員長	検事総長	警察庁長官

「犯罪被害者等基本法」の内容の早期実現を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

幸いにして平成16年度の国会において「犯罪被害者等基本法」が制定された。

同法ではその第11条から第23条にわたって犯罪被害者のために政府及び地方公共団体がなすべき事項が個別詳細に規定されているが当地方公共団体においては未だ何らの手当がなされていない実状である。

我々は犯罪被害者の実状に鑑み下記事項を始め、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため「犯罪被害者等基本法」の定める個別事項を早急に実現する事を強く要請する。

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
3. 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月20日

塩山市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様
国家公安委員長 様
検事総長 様
警察庁長官 様



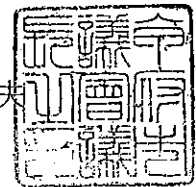
甲議発第3-7号

平成17年3月10日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡村 勲 様

甲府市議会議長 森 沢 幸 夫



請願の審議結果について(通知)

平成17年3月4日付けで提出された次の請願について、平成17年3月甲府市議会定例会において審議の結果、採択と決定したので通知します。

- 1 件名 「犯罪被害者等基本法の内容の早期実現を求める」意見書の提出に関する請願

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

北朝鮮による我が国民の拉致事件が発覚してから1年余を経過したにもかかわらず、事件の全面解決には程遠い状況にあり、また、近年、青少年や外国人犯罪者による凶悪事件が相次いで発生するなど、我が国の治安は急速に悪化の方向をたどり、国民の生命・財産の保護を責務とする国家の存立基盤をも脅かす状況にある。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を護るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではない、という平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、過度とも言える加害者の人権保護のみが際立つ、不公平な行刑政策といっても過言ではない。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、被害者の権利行使について一定の成果は見られるものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものと認識している。

現状において、国民の誰もが犯罪被害者となり得る可能性を有する以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは、国の責務である。

よって国会並びに政府におかれては、昭和60年に国連が採択した「被害者の人権宣言」に則り、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて、早急に対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年12月19日

新潟県議会議長 西川 勉

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	倉田寛之様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
法務大臣	野沢太三様
外務大臣	川口順子様
財務大臣	谷垣禎一様
国土交通大臣	石原伸晃様
国家公安委員長	小野清子様
警察庁長官	佐藤英彦様

○発議第14号 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で犯罪被害者とその家族は大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの権利は認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担が強いられている。また犯罪被害者等給付金支給法も十分ではない。

よって、国会及び政府に対して、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため、下記の項目を早急に実現することを強く要請する。

記

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度を拡充すること。
- 2 犯罪被害者が被害回復を求めることができる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員長、検事総長、警察庁長官

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安全、安心が脅かされている。このような中、犯罪被害者とその家族は、事件の当事者でありながら、長い間刑事司法から除外されるなど社会的に放置されて孤立し、正当で十分な支援制度もなく、極めて深刻な状況に置かれてきた。

平成12年5月に犯罪被害者保護関連二法が制定されるなど、被害者の権利行使について一定の前進は見られるものの、依然として刑事手続からは排除され、犯罪加害者に対する損害賠償請求についても別途民事裁判を提起しなければならないなど、被害者とその家族に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分と言わざるを得ない。

これらは司法制度上被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

国民のだれもが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めることなどを正当な権利と位置づけ、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、政府ならびに国会におかれては、犯罪被害者の救済と被害回復制度の確立を図るため、下記事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者の刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年8月3日

滋賀県議会議員 世 古 正

(宛先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣
国家公安委員長 警察庁長官